

# 同意書

私は下記内容について、新宿区住宅課職員から確認及び説明を受け、その条件等に全て同意の上 新宿区子育て住宅（特定住宅）に申請申込を行います。

記

【住宅名 部屋番号 号室】

20歳未満のお子様がいらっしゃることが条件です。

収入要件がございます。

契約期間は1～5年で、住宅毎に管理期間があります。

この住宅は令和 年 月 日までです。

- ・管理期間を超えて契約を結ぶことはできません。
- ・管理期間までに退去していただく必要があります。

入居後に、使用名義人を変更することはできません。

家賃（住宅使用料）は定額ですが、共益費については毎年変動します。

保証手段について 保証手段は連帯保証人、敷金、保証会社から選びます。

- ・連帯保証人の場合 年間所得金額が使用者と同等以上の所得がある方に保証人になっていただきます。
- ・敷金の場合 入居前までに家賃3か月分に相当する敷金を納付していただきます。
- ・保証会社の場合 保証会社の審査があり、初回保証料の外、毎年、保証料の支払があります。

エアコンの台数や設置場所について

- ・内見時に設置がされていない住宅は、1～2台まで区負担で設置します。※
- ・エアコンの設置場所やエアコンの型式・大きさなどについては、指定できません。
- ・住宅の構造上、設置ができない住宅があります。

温水洗浄便座について

- ・内見時に設置がされていない住宅は、区負担で設置します。※

※エアコン及び温水洗浄便座は既に設置されている場合、新設できません。

食洗機を設置されますか。（はい・いいえ） ←○をつけてください。

食洗機を設置する場合、模様替え申請が必要になります。なお、漏水等のトラブルについては、入居者の責任となります。※別紙案内文あり。

インターネット回線については光回線が使用できない場合がございます。

電気契約時、アンペア指定をしてください。当初は10アンペアで設定されています。電気会社によっては、契約変更にお時間がかかる場合があります。

入居希望時期

専門業者による設備の確認を行いますので、基本的に申込から入居まで2か月程度かかります。

なお、設備の確認には最善の注意を払っているところですが、入居後に不具合が生じることがあります。万が一、不具合などがありましたら、区へご連絡ください。

審査書類について

申込後、審査書類を郵送いたしますので、案内文書に記載されている期日までにご返送をお願いします。なお、期日までに返送がない場合、申込を辞退したものとみなします。

住宅毎の留意事項について 年2回、消防点検にお立ちいただきます。

入居審査や入居後の手続の際に、区が個人情報を利用し、住民票や税情報のデータを確認しております。これにご同意いただけない場合は、ご自身で住民票並びに課税証明書をご提出いただく必要があります。(同意する・同意しない) ←○をつけてください。

その他

- ・区立住宅は、築30年を超える建物が多いため、室内に多少の汚れやキズがある場合があります。
- ・区立住宅は、入居者皆様の使用料のみならず、新宿区民皆様の税金で維持管理がされています。そのため、民間住宅に比べて、その住宅の使用に制限などがあります。

<アンケート>

なにで子育て住宅を知りましたか？

(住宅課窓口、区HP、CHINTAI、知人からの紹介、不動産業者からの紹介) ←○をつけてください。

該当がない場合は余白に記入

令和            年            月            日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_